

北区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令第26条第1項により定めた指定関係投票区を変更したので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和7年4月1日

北区選挙管理委員会
委員長 山内 美加

△	指定投票区	指定関係投票区	備考
変更前	第4投票区	第1投票区～第3投票区及び 第5投票区～第23投票区	
変更後	第4投票区	第1投票区～第3投票区及び 第5投票区～第21投票区	令和7年 4月1日変更

(北区選挙管理委員会事務局)